|  |
| --- |
| 気候風土適応住宅チェックリスト |

気候風土適応住宅とは、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第 786 号（以下「告示」という。））に適合する住宅を指します。気候風土適応住宅への適合状況を自己確認した結果を記入し、提出してください。

年 月 日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物及びその敷地に関する事項 | | | | | |
| 物件名称 | | |  | | |
| 地名地番 | | |  | | |
| チェック項目（告示第１項第１号に係る基準） | | | | | チェック  （設計者が記入） |
| 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること | | | | | |
| イ 外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること | | | | | □ |
| ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること | | | | | □ |
| ハ 　屋根が茅葺であること | | | | | □ |
| ニ　 次の（１）及び（２）に該当すること | | | | | □ |
|  | （１）外壁について、次の（ⅰ）から（ⅲ）までのいずれかに該当すること | | | | |
|  | （ⅰ）片面を真壁造とした土塗壁であること | | | □ |
| （ⅱ）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること | | | □ |
| （ⅲ）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること | | | □ |
| （２）屋根、床及び窓について、次の（ⅰ）から（ⅲ）までのいずれかに該当すること | | | | |
|  | （ⅰ）屋根が①から③のいずれかの構造であること | | ①化粧野地天井 | □ |
| ②面戸板現し | □ |
| ③せがい造り | □ |
| （ⅱ）床が板張りであること | | | □ |
| （ⅲ）窓の過半が地場製作の木製建具であること | | | □ |
| チェック項目（告示第１項第２号又は第２項に係る基準） | | | | | チェック  （設計者が記入） |
| 所管行政庁が定める基準 | | | | | □ |

※告示第１項第２号に基づき、所管行政庁が、必要な要件を付加したものを別に定めている場合や、告示第２項に基づき前項各号に掲げる要件と同等であると認められるものを別に定めており、その基準に適合している場合には、当該内容が定められた条文等の抜粋を併せてご提出ください。

※チェック項目の用語の解説等は、一般財団法人 住宅・建築ＳＤＧｓ推進センターが発行する「『気候風土適応住宅』の解説（2024 年度版）」を参考にしてください。

　設計者氏名：